

被災した宅地の防災対策を支援します

東日本大震災で被災した宅地のかさ上げや、擁壁の復旧などを支援します。なお、該当する工事をすでに実施している場合も対象となります。

1. 防災対策工事

受付期限 平成30年3月30日(金)まで

対象者 東日本大震災により半壊以上の判定を受け、住宅の再建のために下記工事を実施する所有者

対象宅地 個人が所有する居住に供する宅地
(営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象外)

対象工事・助成内容 (対象経費の2分の1を助成)

- (1) かさ上げ工事 (上限20万円)
- (2) かさ上げに伴う擁壁工事 (上限100万円)
- (3) 高基礎工事 (上限100万円)
- (4) 曳き家または揚げ家工事 (上限300万円)



▲ 高基礎工事の例 (北浜一丁目)

2. 被災宅地復旧工事 (擁壁など)

受付期限 平成30年3月30日(金)まで ※今年度までだった受付期限を延長しました

対象者 東日本大震災により被災した宅地の所有者、管理者など

対象宅地 個人の居住に供する宅地
(営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象外)

対象工事・助成内容 (対象経費の2分の1を助成、上限150万円)

のり面保護工事、擁壁の設置または補強・補修工事 など

▼ 擁壁復旧工事の例 (北浜一丁目)



施工前



施工後

問 都市計画課・定住促進課 ☎364-2510 (内線811)

『塩竈市景観計画』を策定します

塩竈市は陸と島々を含めた「海」や「緑」が織りなす風光明媚な自然と、鹽竈神社や門前町に関わる歴史的建造物、さまざまな都市の成り立ちを背景とした街並みや風情を残す地区など、貴重な景観資源が多くあります。

このような景観を保存し、住みやすく美しいまちづくりを推進するために、景観計画を策定します。

現在は、昨年度に実施した市民アンケートや基礎調査の結果を基に計画作りを行っており、引き続きさまざまな意見をいただきながら策定に向け検討を進めていきます。

なお、アンケート結果は、9月中にホームページに掲載する予定です。



海と港湾施設



登録文化財
「丹六園店舗兼主屋」

景観計画とは...

景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定める計画です。

問 都市計画課まちづくり推進係 ☎364-2510